

改定素案	現行（第13回改定）	改定理由																		
<p>中分類60-その他の小売業 総説</p> <p>この中分類には、主として家具、じゅう器、医療品、化粧品、農耕用品、燃料、書籍、文房具、時計、楽器、たばこ、中古品などの他に分類されない商品を小売する事業所が分類される。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>小分類 番号</th> <th>細分類 番号</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>609</td> <td></td> <td>他に分類されない小売業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6099</td> <td>他に分類されないその他の小売業 主として他に分類されないその他の商品を小売する事業所をいう。 <u>本分類には、売買の目的である商品について所有権を有することなく、また、直接的な管理をすと否にかかわらず、手数料及びその他の報酬を得るために小売業（個人を含む）の代理業務を行い、あるいは仲立あっせんを行う事業所も含まれる。</u> <u>なお、主としてインターネットを通じて、仲介のためのプラットフォームの提供を行うものは、本分類には含まれない。</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>○美術品小売業（骨とう品を除く）；名刺小売業；印章小売業；印判小売業；帆布小売業；造花小売業；標本小売業；旗ざお・物干しざお小売業；碑石・墓石小売業；石工業（個人の注文によって彫刻、仕上げを行い販売するもの）；荷車小売業（中古品を含む）；古切手小売業；郵趣品（記念切手類・同収集品）小売業；古銭小売業；教育用磁気テープ小売業；合成洗剤小売業；石けん小売業（化粧、洗顔、薬用以外のもの）；CD、DVD、ブルーレイディスク小売業（記録済みで音楽用以外のもの）；絵画小売業；金・銀・白金地金小売業；録画テープ小売業（記録済みのもの）；<u>小売代理商・小売仲立業</u> ×装身具小売業（貴金属製を除く）[5793]；装身具小売業（貴金属製のもの）[6095]；石けん小売業（化粧、洗顔、薬用のもの）[6034]</p>	小分類 番号	細分類 番号	説明	609		他に分類されない小売業		6099	他に分類されないその他の小売業 主として他に分類されないその他の商品を小売する事業所をいう。 <u>本分類には、売買の目的である商品について所有権を有することなく、また、直接的な管理をすと否にかかわらず、手数料及びその他の報酬を得るために小売業（個人を含む）の代理業務を行い、あるいは仲立あっせんを行う事業所も含まれる。</u> <u>なお、主としてインターネットを通じて、仲介のためのプラットフォームの提供を行うものは、本分類には含まれない。</u>	<p>中分類60-その他の小売業 総説</p> <p>この中分類には、主として家具、じゅう器、医療品、化粧品、農耕用品、燃料、書籍、文房具、時計、楽器、たばこ、中古品などの他に分類されない商品を小売する事業所が分類される。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>小分類 番号</th> <th>細分類 番号</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>609</td> <td></td> <td>他に分類されない小売業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6099</td> <td>他に分類されないその他の小売業 主として他に分類されないその他の商品を小売する事業所をいう。 ○美術品小売業（骨とう品を除く）；名刺小売業；印章小売業；印判小売業；帆布小売業；造花小売業；標本小売業；旗ざお・物干しざお小売業；碑石・墓石小売業；石工業（個人の注文によって彫刻、仕上げを行い販売するもの）；荷車小売業（中古品を含む）；古切手小売業；郵趣品（記念切手類・同収集品）小売業；古銭小売業；教育用磁気テープ小売業；合成洗剤小売業；石けん小売業（化粧、洗顔、薬用以外のもの）；CD、DVD、ブルーレイディスク小売業（記録済みで音楽用以外のもの）；絵画小売業；金・銀・白金地金小売業；録画テープ小売業（記録済みのもの） ×装身具小売業（貴金属製を除く）[5793]；装身具小売業（貴金属製のもの）[6095]；石けん小売業（化粧、洗顔、薬用のもの）[6034]</td> </tr> </tbody> </table>	小分類 番号	細分類 番号	説明	609		他に分類されない小売業		6099	他に分類されないその他の小売業 主として他に分類されないその他の商品を小売する事業所をいう。 ○美術品小売業（骨とう品を除く）；名刺小売業；印章小売業；印判小売業；帆布小売業；造花小売業；標本小売業；旗ざお・物干しざお小売業；碑石・墓石小売業；石工業（個人の注文によって彫刻、仕上げを行い販売するもの）；荷車小売業（中古品を含む）；古切手小売業；郵趣品（記念切手類・同収集品）小売業；古銭小売業；教育用磁気テープ小売業；合成洗剤小売業；石けん小売業（化粧、洗顔、薬用以外のもの）；CD、DVD、ブルーレイディスク小売業（記録済みで音楽用以外のもの）；絵画小売業；金・銀・白金地金小売業；録画テープ小売業（記録済みのもの） ×装身具小売業（貴金属製を除く）[5793]；装身具小売業（貴金属製のもの）[6095]；石けん小売業（化粧、洗顔、薬用のもの）[6034]	<p>日本標準産業分類では、卸売業には細分類「5598代理商、仲立業」として仲介サービス業が設定されているが、小売の仲介サービス業については、分類項目がなく、内容例示としても明示されていない。</p> <p>今般、ISIC第4版の改定の検討において、「小売に係る仲介サービス活動」を設定することが2022年2月の国連統計委員会で承認されたことから、日本標準産業分類においても小売の仲介サービス業の位置づけを明確にするため、細分類5598の位置づけを踏まえ、有店舗による小売の仲介サービス業を細分類6099に、無店舗による小売の仲介サービス業を6199の内容例示として追記する。</p>
小分類 番号	細分類 番号	説明																		
609		他に分類されない小売業																		
	6099	他に分類されないその他の小売業 主として他に分類されないその他の商品を小売する事業所をいう。 <u>本分類には、売買の目的である商品について所有権を有することなく、また、直接的な管理をすと否にかかわらず、手数料及びその他の報酬を得るために小売業（個人を含む）の代理業務を行い、あるいは仲立あっせんを行う事業所も含まれる。</u> <u>なお、主としてインターネットを通じて、仲介のためのプラットフォームの提供を行うものは、本分類には含まれない。</u>																		
小分類 番号	細分類 番号	説明																		
609		他に分類されない小売業																		
	6099	他に分類されないその他の小売業 主として他に分類されないその他の商品を小売する事業所をいう。 ○美術品小売業（骨とう品を除く）；名刺小売業；印章小売業；印判小売業；帆布小売業；造花小売業；標本小売業；旗ざお・物干しざお小売業；碑石・墓石小売業；石工業（個人の注文によって彫刻、仕上げを行い販売するもの）；荷車小売業（中古品を含む）；古切手小売業；郵趣品（記念切手類・同収集品）小売業；古銭小売業；教育用磁気テープ小売業；合成洗剤小売業；石けん小売業（化粧、洗顔、薬用以外のもの）；CD、DVD、ブルーレイディスク小売業（記録済みで音楽用以外のもの）；絵画小売業；金・銀・白金地金小売業；録画テープ小売業（記録済みのもの） ×装身具小売業（貴金属製を除く）[5793]；装身具小売業（貴金属製のもの）[6095]；石けん小売業（化粧、洗顔、薬用のもの）[6034]																		

日本標準産業分類第14回改定案（I-卸売業、小売業）

改定素案	現行(第13回改定)	改定理由
<p>中分類61－無店舗小売業 総説</p> <p>この中分類には、店舗を持たず、カタログや新聞・雑誌・テレビジョン・ラジオ・インターネット等で広告を行い、通信手段によって個人からの注文を受け商品を販売する事業所、家庭等を訪問し個人への物品販売又は販売契約をする事業所、自動販売機によって物品を販売する事業所及びその他の店舗を持たない小売事業所が分類される。</p> <p>ただし、店舗を持つ小売事業所がインターネット等による通信販売又は自動販売機による販売を併せて行う場合及び露天販売又は自動車等の移動販売により小売する事業所は、取り扱う商品の種類により中分類56～60に分類される。</p> <p>なお、製品を製造する事業所が店舗を持たず通信販売により小売している場合は、大分類E－製造業に分類される。</p> <p>619 その他の無店舗小売業 6199 その他の無店舗小売業 他に分類されないその他の無店舗により小売する事業所をいう。</p> <p><u>本分類には、売買の目的である商品について所有権を有することなく、また、直接的な管理をすると否とにかかわらず、手数料及びその他の報酬を得るために、無店舗により小売業(個人を含む)の代理業務を行い、あるいは仲立あっせんを行う事業所も含まれる。</u></p> <p><u>なお、主としてインターネットを通じて、仲介のためのプラットフォームの提供を行うものは、本分類には含まれない。</u></p> <p><u>○他に分類されないその他の無店舗小売業：小売代理商・小売仲立業(無店舗のもの)</u></p>	<p>中分類61－無店舗小売業 総説</p> <p>この中分類には、店舗を持たず、カタログや新聞・雑誌・テレビジョン・ラジオ・インターネット等で広告を行い、通信手段によって個人からの注文を受け商品を販売する事業所、家庭等を訪問し個人への物品販売又は販売契約をする事業所、自動販売機によって物品を販売する事業所及びその他の店舗を持たない小売事業所が分類される。</p> <p>ただし、店舗を持つ小売事業所がインターネット等による通信販売又は自動販売機による販売を併せて行う場合及び露天販売又は自動車等の移動販売により小売する事業所は、取り扱う商品の種類により中分類56～60に分類される。</p> <p>なお、製品を製造する事業所が店舗を持たず通信販売により小売している場合は、大分類E－製造業に分類される。</p> <p>619 その他の無店舗小売業 6199 その他の無店舗小売業 他に分類されないその他の無店舗により小売する事業所をいう。</p> <p>○他に分類されないその他の無店舗小売業</p>	<p>日本標準産業分類では、卸売業には細分類「5598 代理商、仲立業」として仲介サービス業が設定されているが、小売の仲介サービス業については、分類項目がなく、内容例示としても明示されていない。</p> <p>今般、ISIC第4版の改定の検討において、「小売に係る仲介サービス活動」を設定することが2022年2月の国連統計委員会で承認されたことから、日本標準産業分類においても小売の仲介サービス業の位置づけを明確にするため、細分類5598の位置づけを踏まえ、有店舗による小売の仲介サービス業を細分類6099に、無店舗による小売の仲介サービス業を6199の内容例示として追記する。</p>